

(公財)介護労働安定センター「ケア・ワーカー等福祉共済制度」

介護事業者賠償責任補償※

※「介護事業者賠償責任補償」は、「居宅介護事業者賠償責任保険」の愛称です。

介護事業者賠償責任補償では

介護業務を行う事業者の皆様が、業務中に他人の身体を傷つけたり、他人の物を壊したり、または、ケアプラン作成ミスによって利用者に過剰な経済的負担をさせたことなどにより、法律上の損害賠償責任を負担しなければならない場合に、その賠償金等を補償します。

公的介護保険の 指定事業者要件に該当

※公的介護保険の指定事業者となるためには賠償資力の確保が義務づけられています。

独自の保険料設定

※人数ベースで分かりやすい、本制度オリジナルの保険料設定です。

保険料は全て損金算入

※法人税確定申告で、保険料は必要経費として申告できます。

手続きが簡単

※年1回の“役職員人数の申請のみ”で手続きが可能です。

保険期間

2017年9月1日午前0時から2018年8月31日午後12時までの1年間

なお、中途加入の場合の補償期間は、「加入依頼書」を（公財）介護労働安定センターより業務委託を受けた（株）全福サービス（取扱代理店）が受け付けた日、もしくは保険料を介護労働安定センターが領収した日（郵便振替払込取扱票の郵便局受付日）のいずれか遅い日の翌日午前0時に始まり、2018年8月31日午後12時に終わります。

契約者

公益財団法人 介護労働安定センター

加入対象者

介護労働安定センターに登録された介護事業者
(対象となるサービスにつきましてはP3をご確認ください)

被保険者

- ・上記介護事業者である法人・団体（記名被保険者）
 - ・記名被保険者が行う対象業務に従事中に限り、記名被保険者の理事・役員（常勤・非常勤問わず）・業務執行機関（記名被保険者が法人以外の社団の場合はその構成員）
 - ・記名被保険者が行う対象業務に従事中に限り、記名被保険者の使用人・記名被保険者の指示に基づいて対象業務を遂行する研修受講生（パートタイマー、協力会員およびホームヘルパー等の養成研修を受講している方をいいます。）
- ※居宅介護支援事業等に係る純粋経済損害については、指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者（記名被保険者）および記名被保険者の使用人である介護支援専門員に限ります。

制度概要

掛金 (保険料)

下記以外の全てのサービス
介護に従事する理事・役員＋常時雇用人数 × 年額 3,600 円 (中途加入：月額 300 円)

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
常勤換算人数 × 年額 7,200 円 (中途加入：月額 600 円)

※パンフレット3ページ記載の11および12のサービスについては、常勤換算人数での加入となります。

対人賠償

支払限度額

1 人	1 億円
1 請求	1 億円
保険期間中	1 億円(注1)
免責金額 (自己負担額)	50,000 円(1 請求)

(注1) 保険期間中の支払限度額は生産物および仕事の結果に起因する事故の場合にのみ適用されます。

対物賠償

支払限度額

1 請求	1,000 万円
保険期間中	1,000 万円(注1)
免責金額 (自己負担額)	10,000 円(1 請求)

(注1) 保険期間中の支払限度額は生産物および仕事の結果に起因する事故の場合にのみ適用されます。

受託物

支払限度額

免責金額(自己負担額) はありません	1 請求	100 万円 (ただし時価額が限度)
	(うち現金) 1 請求	10 万円

純粋経済 損害賠償

免責金額(自己負担額)
はありません

ケアプラン作成ミスにより利用者に過剰な経済的負担をさせたことによる損害賠償請求を受けた場合等

支払限度額

1 請求	100 万円
保険期間中	100 万円

初期対応費用

免責金額(自己負担額)
はありません

事故現場の保存費用を支払った場合等

支払限度額

1 事故	500 万円 (うち見舞金・見舞品購入費用)
------	---------------------------

対人事故の場合で、社会通念上妥当と思われる被害者への見舞金等

1 人	10 万円を限度
-----	----------

人格権侵害

免責金額(自己負担額)
はありません

要介護者から名誉毀損によって訴えられた場合等

支払限度額

1 人	300 万円
保険期間中	300 万円

訴訟対応費用

免責金額(自己負担額)
はありません

応訴に必要な諸費用等

支払限度額

1 事故	1,000 万円
------	----------

※上記、支払限度額・免責金額(対人賠償・対物賠償のみ)は、施設・仕事の遂行に起因する事故、および生産物・仕事の結果に起因する事故のそれぞれに適用されます。

〈保険金をお支払いする場合〉

3 ページ記載の対象となるサービス(以下「業務」といいます。)の遂行に伴い日本国内において発生した以下①～④の事故に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害および被保険者が初期対応費用・訴訟対応費用を負担することによって被る損害について、保険金をお支払いします。損害賠償責任を負担することによって被る損害については、保険期間中に日本国内で損害賠償請求がなされた場合に保険金をお支払いします。

※初期対応費用については、事故が保険期間中に日本国内で発生した場合に保険金をお支払いします。

①対人賠償・対物賠償

記名被保険者の業務の遂行もしくはその結果または業務において製造・販売・提供する飲食物、福祉用具、その他の商品(以下「生産物」といいます。)に起因する対人・対物事故および記名被保険者が所有・使用・管理する施設(以下「施設」といいます)に起因する対人・対物事故

②受託物

記名被保険者が業務の遂行にあたり管理する動産(サービス利用者宅の家具・レンタル用品等)の損壊、紛失、盗取、搾取により、その受託物の正当な権利者に対して発生する損害賠償事故

③純粋経済損害賠償

ケアマネジャーが行うケアプラン作成・訪問調査等の居宅介護・介護予防支援事業に起因して、要介護者等に生じさせた財産上の損害

④人格権侵害

施設、業務の遂行もしくはその結果または生産物に関する不正行為(不当な身体の拘束、口頭・文書・図面等による表示をいいます)に起因するサービス利用者等の第三者に対する自由、名誉またはプライバシーの侵害

※初期対応費用・訴訟対応費用については、6 ページをご参照ください。

対象となるサービス

記名被保険者が日本国内で行う以下のサービス

〈医療や看護など、業務の具体的内容や事故内容により、補償の対象とならない場合があります。〉

<p>1. 居宅介護サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問介護（ホームヘルプサービス） ・ 訪問入浴介護 ・ 訪問リハビリテーション ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 福祉用具貸与 ・ 通所介護（デイサービス） ・ 通所リハビリテーション ・ 短期入所生活介護（ショートステイ） ・ 短期入所療養介護 ・ 福祉用具販売 <p>※訪問看護および居宅療養管理指導は対象となりません</p>	<p>1名あたり3000円/月</p> <p>1名あたり6000円/月</p>
<p>2. 居宅介護支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援 	
<p>3. 地域密着型介護サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・ 夜間対応型訪問介護 ・ 認知症対応型通所介護 ・ 小規模多機能型居宅介護 ・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） <p>※医療・看護に対する事業に関しては対象となりません</p>	
<p>4. 介護予防サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス） ・ 介護予防訪問入浴介護 ・ 介護予防訪問リハビリテーション ・ 介護予防通所介護（デイサービス） ・ 介護予防通所リハビリテーション ・ 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ・ 介護予防短期入所療養介護 ・ 介護予防特定施設入居者生活介護 ・ 介護予防福祉用具貸与 ・ 介護予防福祉用具販売 <p>※介護予防訪問看護および介護予防居宅療養管理指導は対象となりません</p>	
<p>5. 地域密着型介護予防サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防認知症対応型通所介護 ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 	
<p>6. 介護予防支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防支援 	
<p>7. 障害者総合支援法に基づくサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 短期入所（ショートステイ） ・ 生活介護 ・ 施設入所支援 ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 移動支援 ・ 相談支援 <p>※療養介護は対象となりません</p>	
<p>8. 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス</p>	<p>上記1.～7.記載のいずれかと同内容のサービス</p>	
<p>9. 公的介護対象外在宅サービスその他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配食サービス ・ 家事援助サービス ・ 外出介助サービス ・ 緊急通報サービス ・ ホームヘルパー養成研修 ・ 移送サービス 	
<p>10. 児童福祉法に基づくサービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援 ・ 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス 	
<p>11. 施設サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 	
<p>12. その他介護保険サービス以外の居住施設サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅型有料老人ホーム ・ サービス付き高齢者向け住宅 	

9.～12.記載のサービスは、1.～8.のサービスと同時に事業を行う場合に対象となります。当該事業のみを行う場合は、ご加入いただけません。

1 保険料算出方法

① 下記以外の全てのサービス

〈年間加入〉

介護に従事する理事・役員＋常時雇用人数 × 年額 3,600 円 = 年間保険料

(常時雇用人数の小数点以下は切り上げて算出してください)

〈中途加入〉

常時雇用人数 × $\frac{\text{加入月から翌年8月未までの月数}}{12}$ × 月額 300 円 = 中途加入保険料

② 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

施設サービスについては、常勤換算人数で算出いただきます。

〈年間加入〉

常勤換算人数 × 年額 7,200 円 = 年間保険料

(常勤換算人数の小数点以下は切り上げて算出してください)

〈中途加入〉

常勤換算人数 × $\frac{\text{加入月から翌年8月未までの月数}}{12}$ × 月額 600 円 = 中途加入保険料

〈重要〉①のサービスと②のサービス両方に従事されている役職員の方は、それぞれ人数カウントしてください。

(注1) 把握可能な直近の会計年度の理事・役員・職員・パートタイマー・協会の平均人数をいいます。

ただし、特別な事情により、算出された平均人数が保険期間中に見込まれる人数と著しく異なると認められる場合には、所定の人数調整を行う場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 人数の増減による年度途中の手続きは不要のため、追加入金および返金はございません。

例) 住宅型有料老人ホーム、訪問介護を提供されている法人が9月1日から保険に加入する場合。

住宅型有料老人ホームの常勤換算人数4名 × 年額 7,200 円 = 28,800 円

訪問介護の常時雇用人数4名 × 年額 3,600 円 = 14,400 円

合計 28,800 円 + 14,400 円 = 43,200 円 (年間保険料)

2 加入手続方法

① 「介護事業者賠償責任補償加入依頼書」に必要事項を記入し、ご捺印の上、(株)全福サービス(最終ページ参照)に送付してください。また、保険料は指定の郵便振替払込取扱票にて送金してください。

(注1) 加入依頼書記載事項に虚偽の事項があった場合には、保険金が受け取れないこともありますのでご注意ください。

(注2) 保険料をお振込みいただく際の払込手数料は、加入者のご負担とさせていただきます。

② ご加入手続完了後、幹事保険会社から加入者証、事務手引を送付します。なお、送付までに1～2ヶ月を要しますので予めご了承ください。

3 想定事故事例

- 施設内で高齢者を介助して椅子に座らせようとした際、手を放した瞬間に転倒し、利用者が骨折してしまった。
- 食材を細かく仕切らないまま食事を提供し、利用者がのどに詰まらせ救急搬送された。
- 利用者宅で清掃中、骨董品を誤って落として割ってしまった。
- 利用者から預かっていた補聴器を紛失してしまった。
- ケアプラン作成ミスで限度額を超えてしまい、利用者に全額自己負担を発生させてしまった。

4 保険金をお支払いしない主な場合

※詳細は約款の免責事由によります。

●各担保内容共通●

- ・保険契約者、被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議、地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・他人との間の特別の約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・最初にご加入いただいた保険契約の保険期間の初日より前に発生した事故（居宅介護・介護予防支援事業に係る純粋経済損害賠償事故を除く。）
- ・日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された事故で、その訴訟を提起した者に係る部分（居宅介護・介護予防支援事業に係る純粋経済損害賠償事故を除く。）
- ・次の行為に起因する事故
 - ア 医療行為（疾病の治療・軽減・予防、診察、診断、療養の方法の指導、矯正、出産の立会い、検案または診断書・検案書・処方せん等の作成・交付等の行為をいいます。）。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）
 - イ 医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為（美容整形、医学的墮胎、助産または採血等の行為をいいます。）。ただし、法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。
 - ウ 薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給
 - エ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為

●対人・対物事故●

- ・航空機、自動車、原動機付自転車、施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）・動物の所有、使用、管理に起因する損害
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った業務の結果
- ・生産物が被保険者の占有を離れた後または業務の終了後もしくは放棄の後に発生した生産物または仕事の目的物のうち事故原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）そのものの損壊または使用不能

●受託物（現金を含む）の事故●

- ・保険契約者、被保険者、その法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行いまたは加担した盗取または詐取
- ・保険契約者、被保険者、被保険者の法定代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が受託物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐取
- ・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、ねずみ食い、虫食いその他これらに類似の現象

●人格権侵害事故●

- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為に起因する損害

●居宅介護・介護予防支援事業に係る純粋経済損害賠償事故●

- ・被保険者に対する請求が保険期間の始期日前に発生した事由によりなされるおそれがあることを、保険契約者または被保険者をご加入時に知っていた（知っていたと推定される合理的理由がある場合を含みます）場合、その事由に起因する損害
- ・他人の身体の障害、財物の損壊・紛失・盗取・詐取に起因する損害（業務遂行上管理する、要介護・要支援認定等の所定の申請手続き代行業務における申請の書類等の他人の書類には適用しません）
- ・名誉・信用のき損、プライバシー侵害、秘密の漏えいに起因する損害
- ・介護支援専門員が遂行すべき行為につき、被保険者が介護支援専門員の資格を有さない者に遂行させた行為に起因する損害
- ・被保険者が居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス事業者または地域密着型介護予防サービス事業者として遂行した行為に起因する損害

☞ 対人事故における入院時の差額ベッド代は原則としてお支払いの対象となりません。

※家政婦紹介所から、ケア・ワーカーとして紹介されている間の賠償事故は対象となりません。（ケア・ワーカー賠償責任補償により補償されます。）

5 お支払いの対象となる損害

この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金	<p>法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金 ※被害者への支出前に引受保険会社の同意が必要です。</p>
②争訟費用	<p>損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。） ※支出前に引受保険会社の同意が必要です。</p>
③緊急措置費用	<p>事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p>
④損害防止軽減費用	<p>事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した必要・有益な費用</p>
⑤協力費用	<p>引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p>
⑥初期対応費用	<p>事故が発生した場合に被保険者が初期対応を行うために負担した、その額および用途が社会通念上妥当と認められる次の費用（結果的に法律上の賠償責任が発生しなかった場合においても原則として補償対象となります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影、事故原因調査費用 ・事故現場の取り片付け費用 ・被保険者の役員・従業員の事故現場への派遣費用 ・通信費 ・書面による保険会社の同意を得て支出したお詫び広告費用 ・対人事故が発生した場合に支出した被害者への見舞金（香典を含みます。）・見舞品購入費用 ・上記に準ずる費用
⑦訴訟対応費用	<p>事故発生の結果、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内で提起された場合に被保険者が負担した応訴に必要となる、その額および用途が社会通念上妥当と認められる次の費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の使用人の超過勤務手当（残業代及び休日出勤手当）・臨時雇用費用 ・被保険者の役員・使用人の交通費または宿泊費 ・増設コピー機のリース費用 ・事業者の研究所などにおける事故の再現実験費用 ・外部の実験機関に委託する事故の再現実験費用 ・事故原因の調査費用 ・意見書・鑑定書作成のために必要な費用 ・相手方当事者または裁判所に提出するための文書作成に必要な費用

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

上記①の損害賠償金については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。ただし、上記②の争訟費用については、「①損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

上記⑥、⑦の費用については、支払限度額を限度に、支出した費用をお支払いします。

6 保険金の種類

この保険では、以下の賠償金や費用に対して保険金をお支払いします。(a)～(c)と(d)、(f)の一部は支出前に保険会社の同意が必要となりますのでご注意ください。また、賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましても、事前に保険会社の同意が必要となります。)

- (a) 法律上の損害賠償金（和解金等も含みます）
- (b) 訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用
- (c) 求償権の保全・行使等の損害防止軽減費用
- (d) 賠償責任が無いことが判明した場合における応急手当等の緊急措置費用および保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- (e) 保険会社の求めに応じた所定の協力費用
- (f) 事故が発生した場合の初期対応費用（対人事故が発生した場合の見舞金・見舞品購入費用を含みます）
- (g) 訴訟対応費用（応訴に必要な諸費用）

上記(a)の損害賠償金については、その額から免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額を限度にお支払いします。

上記(b)～(e)の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。

ただし、(b)の争訟費用について、(a)損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷(a)損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

(f)～(g)については、支出した費用の合計額について、それぞれの支払限度額を限度としてお支払いします。

7 事故の場合

- ①事故が発生した場合は、遅滞なくファックスで（株）全福サービス（取扱代理店）に事故報告書を送付してください。
- ②ご連絡が遅れた場合には、保険料を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- ③人身事故の場合は、原則として入院時の差額ベッド代は対象となりませんのでご注意ください。
- ④物損事故の場合は、修理可能な場合は修理費が保険料のお支払いの対象になります。修理不可能な場合、あるいは、修理費が時価額を上回る場合は、時価額限度のお支払いとなります。
- ⑤被害者側にも過失がある場合は、「損害額の公平な負担」という見地から、被害者側の過失の程度によって損害賠償金の額が決定しますのでご承知ください。
- ⑥損害賠償金に係る支払保険金は免責金額（自己負担額）を差し引いた額に対して支払限度額の範囲でお支払いいたします。
- ⑦責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有しません（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次のa.からc.までの場合に限られますので、ご了解ください。

- a. 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- b. 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- c. 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

ご注意

示談交渉サービスは行いません。

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様（被保険者）ご自身に、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置きください。

なお、保険会社の同意を得ないで、お客様側で示談をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。（賠償責任保険普通保険約款第12条）

◆加入の際の注意事項

- このパンフレットは、「介護事業者賠償責任補償」の概要を紹介したものです。保険金のお支払い条件等詳しい内容につきましては、取扱代理店にご照会ください。詳細は、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によります。保険約款内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- 重大事由による解除について
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社にご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご契約者、被保険者等が引受保険会社にご加入の保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合
- 「介護事業者賠償責任補償」は、最終ページ記載の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にお問い合わせください。
- 加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所等が締結した契約に限る））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
※保険契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
- この「介護事業者賠償責任補償」は、（公財）介護労働安定センターを保険契約者として、加入された介護事業者を記名被保険者とする居宅介護事業者賠償責任保険団体契約です。保険証券を請求する権利及び保険契約を解約する権利等は（公財）介護労働安定センターが有します。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動火災保険（株）は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険（株）との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp>)



0570-022808 〈通話料有料〉

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

取扱代理店

株式会社 **全福サービス** ※事故受付・補償内容に関するお問合せ先

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-4-8 NCO 神田須田町 5 階
TEL03-3252-2035 FAX03-3258-8878
フリーダイヤル 0120-023-933
<http://www.zenpuku.co.jp>

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

よくある質問については、公益財団法人介護労働安定センターのホームページに記載しておりますので、ご確認ください。⇒ http://www.kaigo-center.or.jp/jigyo/baishou_fqa.html

引受保険会社

- 幹事保険会社
東京海上日動火災保険株式会社
(担当課) 公務第一部 公務第二課
〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4
- 共同保険会社
損保ジャパン日本興亜 / 三井住友海上

17-T02554 2017年6月作成